

Ⅲ. 用語の解説

1. 事業所

(1) 事業所

- ・ 経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
 - ① 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 出向・派遣従業者のみの事業所

- ・ 当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2. 従業者

- ・ 平成 24 年 2 月 1 日現在、当該事業所に所属したうえで働く全ての人をいい、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含む。

一方、当該事業所で働いていても、別経営の事業所からの出向又は派遣等、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の、賃金・給与を支給されていない家族従業者は、従業者に含む。

(1) 個人業主

- ・ 個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人のことで、必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

- ・ 個人経営の家族のうち、賃金・給与の支給なく事業所の仕事を手伝っている人。

ただし、雇用者並みの賃金・給与を支給され働く個人経営の家族は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含む。

(3) 有給役員

- ・ 法人及び団体の役員のうち、役員報酬を支給される人をいう。ただし、常勤又は非常勤の別は問わない。

なお、重役や理事等のうち、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

- ・ 事業所に常時雇用されている人、及び、期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人、又は平成 23 年 12 月と平成 24 年1月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

① 正社員・正職員

- ・ 常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人。

② 正社員・正職員以外

- ・ 常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。

③ 臨時雇用者

- ・ 常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

④他への出向・派遣従業者

- ・ 従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

- ・ 労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 事業所の産業分類

- ・ 事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき分類した。

5. 経営組織

(1)個人経営

- ・ 個人が事業を営んでいる場合をいう。なお、法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含む。

(2)法人

- ・ 法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

①会社

- ・ 株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

このうち、外国の会社とは、外国において設立され、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登録した法人の支店、営業所等をいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

②会社以外の法人

- ・ 独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫等、法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

(3)法人でない団体

- ・ 後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)等、法人格を持たない団体をいう。

6. 企業等

- ・ 事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)又は個人経営の事業所をいう。複数の事業所を営する個人経営の事業所は、まとめて一つの企業となる。

具体的には、株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいい、単独事業所は、その事業所だけで企業という。

6 用語の解説

7. 会社企業

- ・ 株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいい、単独事業所は、その事業所だけで会社企業とする。

8. 企業産業分類

- ・ 企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として企業全体の平成 23 年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類した。

9. 単一・複数の別

- ・ 企業等を構成する事業所を、以下の2つに区分する。
 - (1)単一事業所企業
 - ・ 単独事業所の企業をいう。
 - (2)複数事業所企業
 - ・ 国内の本所と国内又は海外の支所で構成する企業、及び国内の本所と海外のみの支所を持つ企業をいう。

10. 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

- (1)単独事業所
 - ・ 他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。
- (2)本所(本社・本店)
 - ① 他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。
 - ② 本所の各部門の場所が分かれている場合は、代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。
- (3)支所(支社・支店)
 - ① 本所(本社・本店)から統括される事業所をいう。
 - ② 上位の事業所に統括され、下位の事業所を統括する中間的な事業所も支所とする。
 - ③ 営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮、経営組織が外国の支社等を含む。
- (4)複数事業所企業の事業所
 - ・ 本所及び支所が含まれる。

11. 売上(収入)金額

- ・ 商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高等であり、有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入を除く。

なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は、経常収益としている。

12. 事業活動

- ・ 原則として、売上(収入)金額の最も多い主産業によって、事業所又は企業等の産業分類の格付けを

行うものの、実際には主産業以外にも複数の事業を行っている場合に、売上(収入)金額で捉えたものをいう。

13. 費用

(1) 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)

- ① 売上(収入)金額に対応する費用。
- ② 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。

(2) 売上原価(個人経営、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人を除く。)

- ① 費用総額の内数。
- ② 売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の総額。

(3) 給与総額(個人経営の場合は給料賃金(専従者給与を除く。))

- ・ 役員(非常勤を含む。)及び従業者(臨時雇用者を含む。)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等)の総額。なお、別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給する給与を含む。

(4) 福利厚生費(退職金を含む。)(個人経営を除く。)

- ・ 会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。

(5) 動産・不動産賃借料(個人経営の場合は地代家賃)

- ・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額。ただし、経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

(6) 減価償却費

- ① 固定資産に係る減価償却費。
- ② 「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額。

(7) 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く。)

- ① 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。
- ② 収入課税の事業税(電気業、ガス業)及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。
- ③ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

(8) 外注費(個人経営を除く。)

- ① 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費。
- ② 人材派遣会社への支払を含む。

(9) 支払利息等(個人経営、「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。)

- ① 営業外費用に計上する支払利息等、借入金等に対する支払利息等の総額。
- ② 費用総額の内数ではない。

8 用語の解説

14. 付加価値額

(1) 付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値であり、生産額と原材料等の中間投入額の差である。

(2) 本調査においては、以下の計算式を用いる。

$$\text{① 付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

$$\text{② 費用総額} = \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費}$$

(3) なお、本調査の付加価値は、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含めない。

① 固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃

② 農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値等